

社援発 0527 第 3 号

令和 7 年 5 月 27 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長
市区町村長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

介護福祉士国家試験におけるパート合格（合格パートの受験免除）の導入について

介護を必要とする方々の急速な増加が見込まれるところ、特に、2024年に公表された第9期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数の推計によれば、2040年度までに新たに約57万人の介護職員が必要であるとされている。また、複雑化・多様化する介護ニーズへの対応が求められており、高い専門性を有する介護人材の確保育成が喫緊の課題となっているところ、介護福祉士国家試験については、その重要性がこれまで以上に増しているが、国家試験を受験する者は、第31回試験以降、減少傾向である。

そのため、介護福祉士国家試験受験のための学習への取り組み易さ、受験者の利便性の両側面から受験しやすい仕組みの導入を検討することが必要である。

「介護福祉士国家試験パート合格の導入に関する検討会」において令和6年9月にとりまとめられた報告書（以下「令和6年報告書」という。）で提言された、介護福祉士国家試験（以下「国家試験」という。）をいくつかの科目のグループ（以下「パート」という。）に分け、一定の合格水準に達したパートについて、翌々年までの試験において当該パートの受験を免除するパート合格（合格パートの受験免除）を導入する。

パート合格（合格パートの受験免除）の導入により、例えば、初年度に不合格パートがあった者について、次年度は不合格パートの学習に注力できるようになるなど、一人ひとりの状況に応じた学習の選択肢が拡大され、より国家試験を受験しやすい仕組みとなると考えられる。

また、国家試験は介護福祉士としての知識及び技能を担保することが求められており、介護福祉士の知識及び技能の水準を維持し、介護サービスの質をさらに上げる取組につながるよう、パート合格（合格パートの受験免除）の具体的な実施方法等について、以下のとおり整理したので、管内の介護福祉士養成施設、介護福祉士学校、福祉系高等学校等及び施設・事業所等に対する周知について、よろしくお取り計らい願いたい。

介護福祉士国家試験におけるパート合格（合格パートの受験免除） の実施方法等について

1. パート合格の導入

(1) 定義

パート合格（合格パートの受験免除）とは、国家試験の科目を3パートに分割し、一定の合格水準に達したパートについて、一定期間、当該パートの受験を免除するもの。

(2) 導入時期

第38回（令和7年度）国家試験より導入。

2. 受験方法について

受験者は、パート合格（合格パートの受験免除）導入後の初受験時においては、全パートを受験することとする。

また、再受験時には、不合格パートの受験は必須とし、合格したパートがない場合には、全パートを受験することとする。

合格したパートがある場合には、受験申込者が希望に応じて、不合格パートのみを受験するか、全パートを受験することを選択することとする。

3. 分割パターン及び各パートを構成する科目について

受験のための学習への取り組み易さを確保しつつ、受験者の利便性・運営面の負担も考慮する観点から、再受験のための学習時に注力すべき科目の特定が容易であると考えられる3パートに分割することとし、それぞれを構成する科目については、次表のとおりとする。

	試験科目	領域	出題数
A	人間の尊厳と自立	人間と社会	2
	介護の基本	介護	10
	社会の理解	人間と社会	12
	人間関係とコミュニケーション	人間と社会	4
	コミュニケーション技術	介護	6
	生活支援技術	介護	26
	小計		60
B	こころとからだのしくみ	こころとからだのしくみ	12
	発達と老化の理解	こころとからだのしくみ	8
	認知症の理解	こころとからだのしくみ	10
	障害の理解	こころとからだのしくみ	10
	医療的ケア	医療的ケア	5
	小計		45
C	介護過程	介護	8
	総合問題		12
	小計		20
	合計		125

4. 合格基準等について

合格基準は、国家試験の質を担保する観点から、以下の考え方を基本とする。

(1) 全パート受験時の合格基準

問題の総得点の6割程度を基準として、問題の難易度で補正した点数以上かつ試験科目群すべてにおいて得点があることを合格基準とする。

(2) パートごとの合格基準

全体の合格基準点に対し全パートを受験した受験者のパートごとの平均得点の比率で按分して得られた点数以上、かつ全パートに対する合格基準と同様、各パートを構成する科目群すべてにおいて得点があることを合格基準とする。

(3) 合否の判断

ア 全パートを受験した場合

全パートの総得点で合否を判断し、結果が不合格だった際には、パートごとに合否を判断する。

イ 一部のパートのみを受験した場合

パートごとに合否を判断する。

(4) パート合格の有効期限

国家試験が、介護福祉士としての知識と技能を担保するものであり、一定の知識水準を維持する必要があることや、介護報酬改定などの制度改正が定期または不定期に行われ、これに対応した知識を身につける必要性があること等を踏まえ、合格したパートは、受験年の翌々年までを有効期限として当該パートの受験を免除する。

5. 試験の実施方法について

(1) 国家試験当日の運営

試験の日程は、1日間で全パートの試験を実施する。

受験者にとって負担が生じないように、午前中にAパート試験を実施し、午後にB・Cパート試験、Bパート試験、Cパート試験（同一時刻に開始）を実施する方法とする。

(2) 合格発表等

ア 合格者

合格者は全パートを合格した者とし、一部のパートのみ合格した者は含めない。

イ 試験結果通知

パートごとの試験の結果については、有効期限とともに、試験の結果通知に記載する。

6. その他

(1) 受験申込書等様式の改正

初回受験時には全パートを受験し、不合格パートの受験を必須とすることから、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和 62 年厚生省令第 49 号）に定める様式第 5 「介護福祉士試験受験申込書」に、「全パートを受験」か「不合格パートのみを受験」かを選択する欄を設け、第 39 回（令和 8 年度）国家試験の受験申込等の手続から適用するため、同省令を改正する予定である。

(2) 受験手数料

全てのパートを受験した場合と一部のパートのみを受験した場合を比較した際に、事務手続き（受験申込から合格証交付）の内容に大きく影響を及ぼすことはないと考えられることから、実費を勘案して定める受験手数料については一律の金額（18,380 円）とする。